第１編　　土木工事共通編

第　１　節　　総　　則

第　２　節　　工事費の積算

第　３　節　　共通仮設費における積上げ計上項目の積算

第　４　節　　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

第　５　節　　機械経費の積算

第　６　節　　建設用仮設材賃料等の積算

第　７　節　　設計単価

第　８　節　　積算一般事項

第１節　　総則・目次

１　総　　則 ・・・

1　総　則

(1)　適用範囲等

この基準書は、土木工事等を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書による事が困難または不適当であると認められるものについては適用除外とすることができる。

本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表」は、「令和８年度国土交通省土木工事標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表 令和８年度－第１巻 管路－」を指すものとする。

なお、積算基準の改訂内容については、次のとおりである。

前期改定時期（４月１日）：資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、労務単価、賃料

基準改定時期（10 月１日）：歩掛、施工パッケージ、工事工種体系

後期改定時期（10 月１日）：資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、損料

また、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の基準年月については国土交通省の適用月に準ずることとする。

2　請負工事の工事費構成

(1)　請負工事費の構成は次のとおりとする。

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－1－②（請負工事の工事費構成）による。

第２節　工事費の積算・目次

１　直接工事費　・・・

1　直接工事費

(1)　材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア　数　量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

イ　価　格

価格は、原則として、設計時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

(ｱ)　設計単価の取扱いについて

設計単価の決定方法及び定義は、次のとおりとする。

A　局設定単価による場合

局設定単価は、工務課（工事監理担当）が通知等を行う単価である。局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

B　物価資料による場合

(A)　前記Aによりがたい場合は、「Ｗｅｂ建設物価」又は「積算資料電子版」の低廉価格（いずれか片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

(B)　公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

C　特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）による場合

前記A及びBによりがたい場合は、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）によるものとする。特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）は、年２回（前期改定時・後期改定時）、工務課（工事監理担当）において決定する単価である。

※特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）とは、工務課（工事監理担当）において設計課が必要とする単価をあらかじめ調査し、決定するものである。

D　特別調査単価（随時調査）による場合

前記A、B及びCによりがたい場合は、原則、特別調査単価（随時調査）によるものとする。

ただし、随時調査は下記条件の場合に実施するものとし、条件に満たなかった場合は、次項の見積りによるものとする。

・調達価格（材料単価×使用数量）が 500 万円以上の場合、又は１資材の材料単価が 100 万円以上の資材となるもの。

・１工種の施工価格（施工単価×施工数量）が 500 万円以上の場合、又は１施工条件の施工単価が 100 万円以上の工種となるもの。なお、随時調査の対象となるかの判断方法は、下記のとおりとする。

・調達価格（材料単価×使用数量）又は施工価格（施工単価×施工数量）を確認するため、設計担当課長から参考見積りを３社以上から徴収し、見積り又は随時調査によるかの判断を行うものとする。

・同一工事の１資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ただし、他工事の実績や物価資料及び「特別調査単価」の類似品目から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

E　見積りによる場合（上記に該当しないもので、一般に市場性のないものを直接メーカー、会社等から徴収するもの）

(A)　見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を提示し見積り依頼を行う。

(B)　見積りは原則として３社以上から徴収し、最低価格の１００％を採用する。

ただし、やむを得ず１社のみの見積りとなった場合にもその価格の１００％を採用する。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

F　市場単価方式及び土木工事標準単価方式による価格は、「デジタル土木コスト情報」又は「土木施工単価電子書籍」の低廉価格（いずれかの片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

なお、適用にあたっては設計条件に応じて単価補正等、適正に考慮した単価を採用する。

G　賃料単価においては設計条件に応じ長期補正等、適正に考慮した単価を採用する。

H　鋼材、アスファルト混合物、生コンクリートの単価

鋼材単価（二次製品及び非鉄金属を除く、スクラップを含む）、アスファルト混合物単価（割増額及び乳剤を除く）、生コンクリート単価（割増額を除く）は、設計基準月の物価資料の低廉価格（いずれかの片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

なお、掲載のないものは、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）等によるものとする。

I　積算システムに登録する設計単価は、４月版は３月号、10 月版は９月号の「Ｗｅｂ建設物価」と「積算資料電子版」の低廉価格（いずれか片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用し、市場単価及び土木工事標準単価については、４月版は季刊冬号、10 月版は季刊夏号の「デジタル土木コスト情報」と「土木施工単価電子書籍」の低廉価格（いずれか片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

また、積算システムに登録されていない単価で、物価資料に掲載されている単価については、積算システムに登録する設計単価と同じ発刊月版を使用すること。

(2) 歩　掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は本基準書並びに国土交通省土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表等によるものとする。

見積りの場合は、原則として３社以上から徴収し、歩掛の決定は内容（条件等）の確認を行い、最低価格となる歩掛を採用することを基本とする。ただし、やむを得ず１社のみの見積りとなった場合は内容（条件等）の確認を行い、その歩掛を採用する。

(3) 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア　所要人員

一般に標準と考えられる工事の所要人員については、本積算基準によるものとする。なお、この基準書に記載なき場合は「国土交通省土木工事標準積算基準書」及び「下水道用設計標準歩掛表」等、他の公共団体等で定めた公共事業用積算基準によるものとする。ただし、現場条件及び工事規模等を考慮して、上記に合致しない場合は、別途定める。

イ　労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

なお、夜間工事の労務単価及び割増賃金は、「第７節　設計単価」に基づき算定するものとする。

(4)　直接経費

国土交通省土木工事標準積算基準Ｉ－2－①（４ 直接経費）による。

(5)　諸雑費及び端数処理

国土交通省土木工事標準積算基準Ｉ-2－①（５ 諸雑費及び端数処理）による。

ア　内訳表

諸雑費は計上しない。

イ　端数処理

(ｱ)　工種明細書及び単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は１円未満を切捨てし、１円までとする。

(ｲ)　歩掛における計算結果の端数処理については､各々に定めのある場合を除き､小数第４位を四捨五入し、第３位とする。

(ｳ)　共通仮設費の率計上の金額は、1,000 円未満を切捨てし、1,000 円単位とする。

(ｴ)　現場管理費の金額は、1,000 円未満を切捨てし、1,000 円単位とする。

２　間接工事費

(1)　総　則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－2－②（１．総則）による。

(2)　共通仮設費

ア　工種区分

共通仮設費は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－2－②（２ 共通仮設費　表－１）による。

イ　算定方法

共通仮設費の算定は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ-2－②（２ 共通仮設費　別表第１）の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

なお、スクラップ控除額については間接工事費等の対象外とする。

ウ　共通仮設費の率分

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－2－②（２－１ 共通仮設費の率分）による。

エ　運搬費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－2－②（２－２ 運搬費）による。

オ　準備費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－2－②（２－３ 準備費）による。

試験掘が必要な場合は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積算方法は、「第３節　１ 試験掘

工の積算」による。

カ　事業損失防止施設費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（２－４　事業損失防止施設費）による。

事業損失防止施設費の積算方法は、「第３節　２　事業損失防止施設費の積算」による。

キ　安全費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（２－５　安全費）による。

ク　役務費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（２－６　役務費）による。

電力基本料金及び電力設備用工事負担金の積算方法は、「第２編　第６節　４　仮設用電力設備工」による。

ケ　技術管理費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（２－７　技術管理費）による。

コ　営繕費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（２－８　営繕費）による。

(3)　現場管理費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（３　現場管理費）による。

３　一般管理費等

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－3－①（① 一般管理費等）による。

４　消費税等相当額

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－3－②（② 消費税等相当額）による。

５　現場発生品及び支給品運搬

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－③（③ 現場発生品及び支給品運搬）による。

６　施工箇所が点在する工事の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－11－①（① 施工箇所が点在する工事の積算）による。

７　１日未満で完了する作業の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－12－①（① １日未満で完了する作業の積算）による。

第３節　共通仮設費における
積上げ計上項目の積算・目次

１　試験掘工の積算　・・・

1　試験掘工の積算

(1)　試験掘個所の算定

ア　マンホール毎に試験掘工を計上し、長区間マンホールがない場合は、50mに１個所計上する。

イ　交差点部で２箇所（Ｌ型）以上、計上する。

ウ　その他工法上、埋設物等の確認が必要な箇所について計上する。

エ　地下埋設物の有無、位置が明確な場合及び幅員が広い道路の場合は、試験掘箇所の延長を減らすことができる。

(2)　試験掘工の積算について

ア　人力掘削を標準とする。

イ　道路全幅員の調査を行うことを標準とする。

ウ　試験掘跡の復旧は、１次復旧工とし、本工種に含め計上する。

エ　掘削深が大きく土留工が必要となる場合など特殊なものについては、別途計上のこと。

(3)　単価表

表１－１　試験掘工　　10m当り

工　　種	種別・形状	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
掘　　削	人　　力		m3			
発生土運搬	○tﾀﾞﾝﾌﾟ　～ｋｍ		m3			
埋　　戻	○　○　土		m3			
山留工又は アルミ矢板工	矢板長 Ｌ＝○.○○m		m			（必要に応じて）
舗装路面切断工	t＝○○cm		m			
舗装路面取壊工	A○○－○○		m2			
舗装路面 １次復旧工	A○○－○○		m2			
	計					
	１m当り					

※必要に応じ、別途、アルミ矢板等の基本料金の計上を行うこと。

2　事業損失防止施設費の積算

(1)　事業損失防止施設費の内容

ア　家屋調査工

工事により損傷の予想される家屋について計上する。

イ　観測孔設置工

地下埋設物等の計測

ウ　地下埋設物調査

地下埋設物調査

エ　測量調査

工事に直接起因して測量する場合、軌道、橋梁基礎など

オ　観測井設置工

薬液注入工を行う場合に計上する。

(2)　家屋調査工

ア　適用範囲

この積算資料は、工事に起因する地盤変動により、建物等に損害が発生するおそれがあると認められる場合に実施する家屋調査を対象とし、専門的な技術者による調査について適用する。

また、現場代理人等による軽微な調査については現場管理費の範囲とし、事業損失防止施設費としての積上げ計上は行わないものとする。

イ　調査費の内容及び積算

用地調査等業務費積算基準（R8.3.12 付国近整用企第 159 号）第１５　地盤変動影響調査等　３　事前調査及び事後調査を行う場合の建物区分と４　事前調査による。

(3)　観測孔設置工

観測孔の設置位置、および設置間隔（箇所数）は掘削深、土質、土留を勘案し、管理者と協議の上、決定すること。

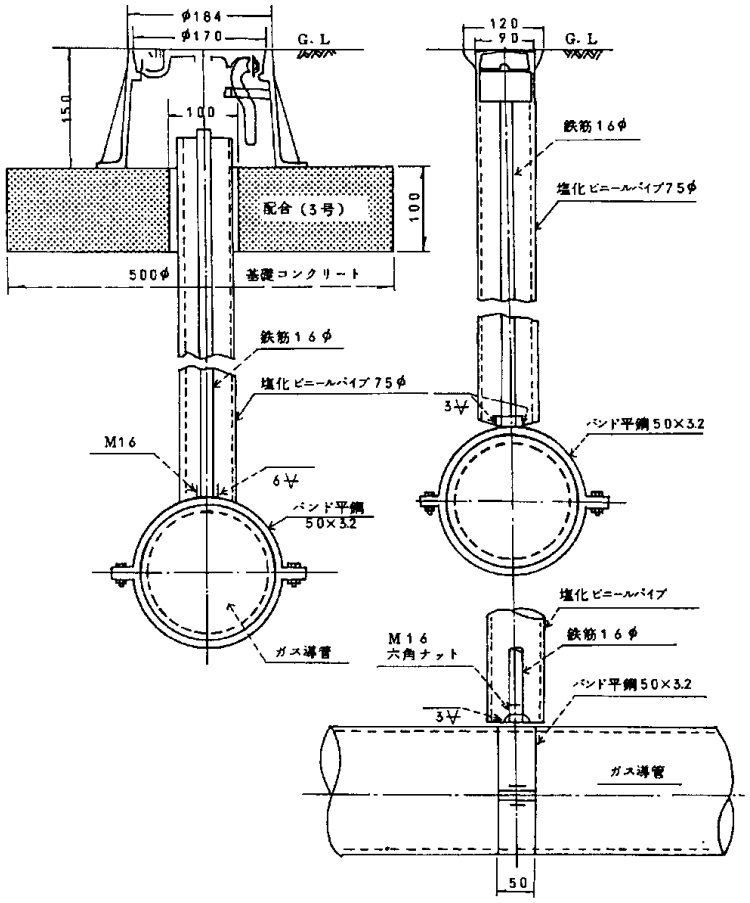

図２－１　観測孔設置工標準図

(4)　測量調査

ア　工事現場に近接して、重要構造物があり、その測量調査を行う必要のある場合に計上する。

イ　計測専門業者等に業務委託し、本工事計上する場合は、見積等を取り比較すること。

表２－1

名　　称	形状寸法	単位	単価	摘　　要
平　面　測　量		㎡		
水　準　測　量		箇所×回		
水路・横断水路		㎡		
変　位　測　量		箇所×回		
傾　　斜　　計		個×日		購入価格、耐用年数を調査の上決定する。 損料表参照のこと
検　　知　　器		個×日		
感　　知　　器		個×日		

(5)　観測井設置工

薬液注入を施工することにより、地下水調査の為の観測井を設置しなければならないが、現場状況を勘案の上、施工指針に従って設計、計上すること。なお、ＰＨテストのみの場合については、水質調査は計上しない。

観測井はボーリングにて施工し注入延長 100ｍ当り２個所以上、注入場所から、おおむね 10ｍ以内の位置に設けるものとする。また調査範囲に井戸等がある場合は、それらの方向へ、それぞれ１個所以上設けるものとする。（同方向の場合は兼ねてもよい。）

〔観測井設置工〕

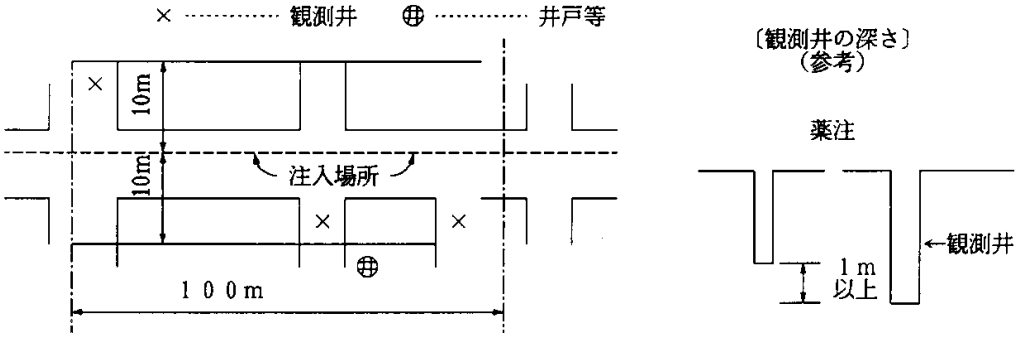

〔観測井の構造〕

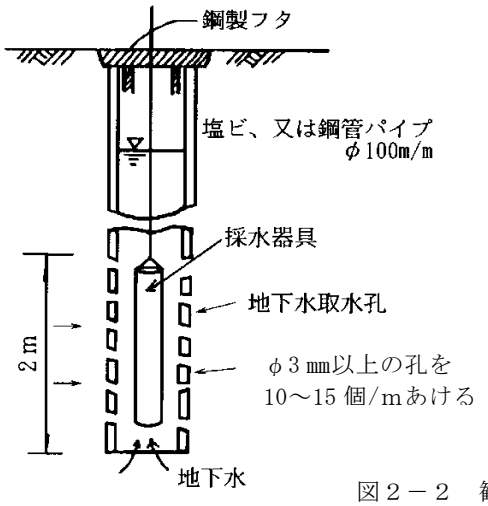

〔採水器具〕
（参考）

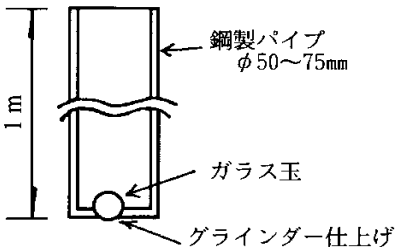

図２－２　観測井設

３　土木請負工事における現場環境改善費の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－9－①（① 土木請負工事における現場環境改善費の積算）による。

第４節　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

１　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について　‥‥‥‥‥　１－４－１

1　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－10－①(① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について）による。

第５節　機械経費の積算・目次

１　排出ガス対策型建設機械について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－５－１

２　運転労務経費の積算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－５－１

３　建設機械燃料等消費量の積算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－５－１

４　機械運転単価表　・・・　１－５－１

1　排出ガス対策型建設機械について

各工種において積算する建設機械について､排出ガス対策型の建設機械を使用する機種は､次表を原則とする。

ただし、現場搬入等やむをえず排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、設計変更すること。

表１－１　排出ガス対策型建設機械を原則とする機種

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・モータグレーダ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。

2　運転労務経費の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－6－①・④（① 建設機械運転労務・④ 一般事項）による。

3　建設機械燃料等消費量の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－6－②（② 原動機燃料消費量）による。

4　機械運転単価表

国土交通省土木工事標準積算基準書Ｉ－6－③（③ 機械運転単価表）による。

第６節　建設用仮設材賃料等の積算・目次

１　建設用仮設材賃料　・・・

1　建設用仮設材賃料

(1)　転用による補正

鋼矢板、H形鋼、覆工板及び鋼製マットの修理費及び損耗費は、１現場当り１回計上することとし、使用回数が２回以上となるときは、次式により求めた補正率を乗じて補正する。

$$補正率＝ \frac{1}{2}（1＋n）$$

n：１現場当り使用回数

(2)　賃料の補正

供用日数（または月数）の長短による賃料に係る市場価格の適用区分が変わることによって賃料計上額（１現場当り修理費及び損耗費または１現場当り整備費等を除く。）が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額（１現場当り修理費及び損耗費または１現場当り整備費等を除く。）は、その減少する時点における賃料計上額（１現場当り修理費及び損耗費または１現場当り整備費等を除く。）を上限とし、下記の方法により減額補正する。

（イメージ図）

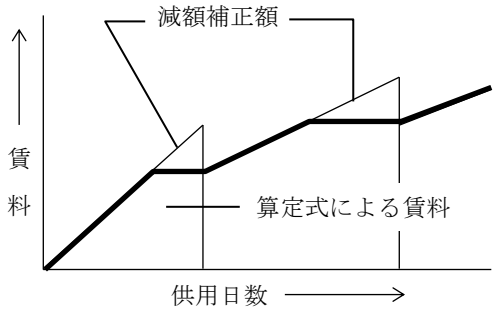

(3)　賃料計上限度額

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板及び鋼製マット）の賃料計上限度額（１現場当り修理費及び損耗費または１現場当り整備費等を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の 90%を上限とする。

(4)　鋼矢板等の修理費及び損耗費の取扱い

鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

Ｙ＝ａ・ｂ

Ｙ：鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費（円/ｔ）

※覆工板は単位を（円/m2）に読み替える。

ａ：係数

ｂ：市場価格

鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名称		補助工法	係数(ａ)	市場価格(ｂ)
鋼矢板	本矢板	無	3.60	鋼矢板　整備費
		有	2.60	
	軽量鋼矢板	無	2.75	軽量鋼矢板　整備費
		有	1.98	
H形鋼	杭工	無	2.37	H形鋼　整備費
		有	1.73	
	山留主部材	―	1.09	鋼製山留材　整備費
覆工板		―	1.22	覆工板　整備費

備考１　修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等)、切断による短尺補償、打込による破損を含む。

２　修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜きの難易等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。

３　補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

(5)　スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

不足分弁償金＝（スクラップ長未満の製品重量）×（不足分弁償金に係る市場価格×90%）

(6)　山留主部材の副部材について

副部材の賃料（１現場当り修理費及び消耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

Ｙ＝ａ・ｂ

Ｙ：副部材の賃料（円/ｔ）

ａ：係数

ｂ：市場価格

副部材の賃料（１現場あたり修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名称			係数(ａ)	市場価格(ｂ)
副部材（A）	基礎価格		1.21	鋼製山留材　部品　不足分弁償金（新品）
	供用１日当り賃料（日）	90 日以内	1.48	鋼製山留材　部品　賃料
		180 日以内		
		360 日以内		
		720 日以内	1.47	
		1080 日以内		
	１現場当り修理費及び損耗費		1.13	鋼製山留材　部品　整備費
副部材（B）	１現場当り修理費及び損耗費		1.01	鋼製山留材　部品　不足分弁償金（新品）

備考１　副部材（A）に係る賃料計上限度額（１現場当り修理費及び消耗費を含む）は、基礎価格の 90%とする。

２　副部材に係る賃料（１現場当り修理費及び消耗費を含む）の補正は、建設用仮設材損料算定基準（平成 17 年３月 24 日付け国総施第 139 号）及び建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）に準じる。

(7)　簡易な整備作業について

建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の２項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

(8)　建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

(9)　組立ハウスの積算について

建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

２　仮設物（営繕関係を除く）を継続して使用する場合の取扱い

前工事において設置した仮設物を、後続工事に継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いは次によるものとする。

(1)　前工事の取扱い

継続して後期（追加）工事に使用する必要がある仮設物については、それに係る修理費及び損耗費、撤去費、運搬費（持帰り）は計上しないものとし、当該工事の完了後引続き存置するよう特記仕様書に明示するものとする。

なお、施工途中において継続して、後期工事に使用する必要が生じた仮設物については、契約変更により存置するよう処理するものとする。

※　仮設材の修理費及び損耗費は後期（追加工事）において一括計上するものとする。

(2)　後期（追加）工事の発注

継続して後期工事に使用する仮設物を存置した場合の後期工事の発注は、原則として工期に空白期間が生じないよう発注計画を設定するものとする。ただし、やむを得ず空白期間が生ずるものについてはその空白期間が最小となるよう発注計画を配慮するものとする。

(3)　仮設材の賃料の積算について

複数工事にまたがる場合は、全体供用日数を算出し、その日数に対する賃料を適用することを原則とする。ただし、全体供用日数が不確定な場合は、次により算出してもよい。

（前工事の賃料）

・供用日当り賃料は、予定（計画）の全体供用日数に対する供用日当り賃料を適用する。

・供用日は、当該前工事の供用日数とする。

（後期工事の賃料）

原則として前工事、後期工事を合計した供用日数に対する賃料を算定し、前工事の賃料額（前工事で算出された額）を控除した額とする。

後工事の賃料価格は、後期工事発注時の価格とする。

※　設計変更における場合も同様の扱いとする。

(4)　仮設物の存置が長期となる場合の特例

仮設物の存置期間が長期となる場合の賃料限度額は不足分弁償金に係る市中価格（新品）の 80%を限度とする。

(5)　損料積算で発注した工事の仮設材を継続して使用し、継続工事が賃料積算となる場合は、全体の供用日数を算出し、損料積算した工事は、全体供用日数に対する損料を適用し、賃料積算する工事は全体供用日数に対する賃料を適用することを原則とする。

（参考）仮設材の賃料計算　全体賃料日数に対する賃料で算出した場合

（予定（計画）の全体供用日数に対する賃料で算出した場合も同様）

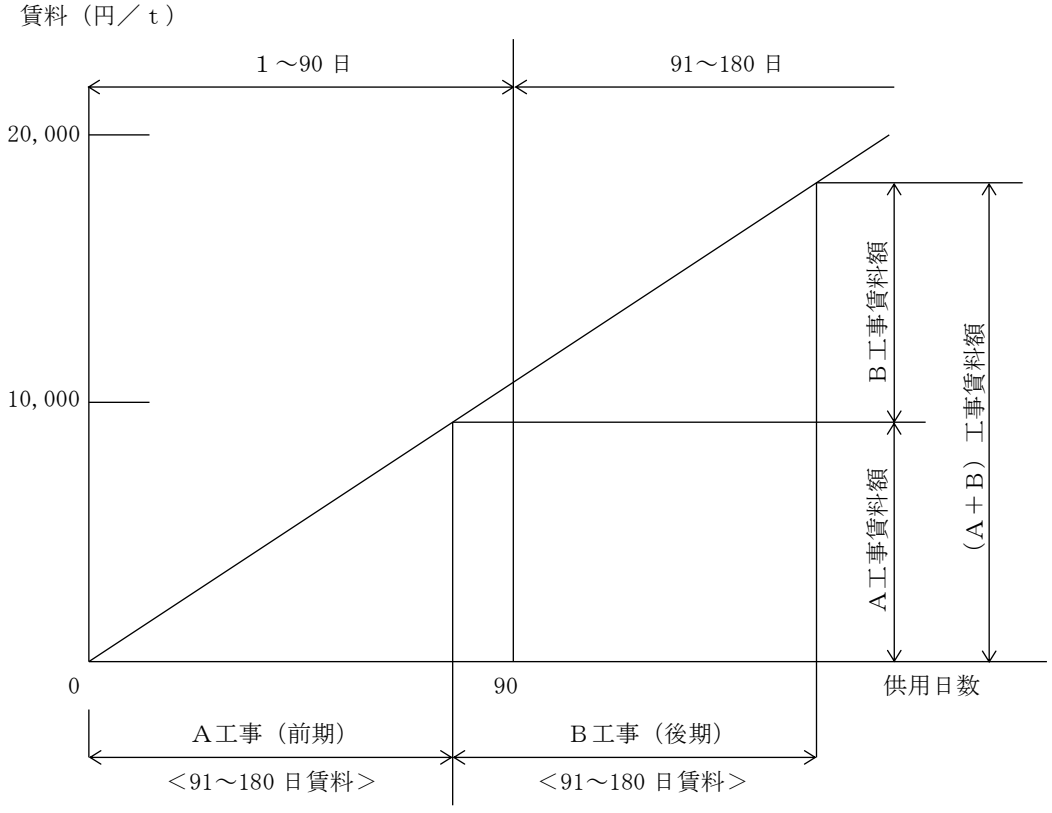

第７節　設計単価・目次

１　労務単価　……　１－７－１

1　労務単価

(1)　公共工事設計労務単価

昭和 45 年８月 12 日付農林、運輸、建設三省覚書等にもとづき、毎年 10 月を調査期間として、公共工事（直轄、補助、公団等発注工事）に従事する労務者の賃金実態を調査し、調査結果は翌年度の設計労務単価に反映させることとしている。

(2)　労務単価の職種の定義

労務単価の職種定義・作業内容は、農林水産省・国土交通省が決定する公共工事設計労務単価表に記載のとおり。

(3)　夜間工事の労務単価

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－①（３．労務費　（３）　夜間工事の労務単価）による。

(4)　休日作業の労務単価

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－①（３．労務費　（４）休日作業の労務単価）による。

(5)　時間的制約を受ける場合の労務単価の割増について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－8－①（① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について）による。

第８節　積算一般事項・目次

１　工期の算定　・・・

1　工期の算定

(1)　設計上の工期設定について

工期の設定は、現場の施工条件により大幅に異なるため、一律的な決め方は困難であるが、工事発注に伴う事業効果の計画的な達成のため、下記の要領により標準的な工期の設定を行うものとする。

ア　工事請負契約は双務契約であり、工期は契約内容であることを発注者側も十分留意し、発注者側の不注意による工期延伸を出さないこと。

イ　各種申請等工事着手前の許可が必要な書類手続は、経験的な事務上の所要手続きを考慮して事前の措置をとること。

（例）道路占用申請書、道路使用許可申請書、河川占用申請書、境界明示依頼書、用地買収及び借用手続

ウ　掘削内に露出する埋設物及び、矢板背面に近接する埋設物件や矢板打抜時に支障となる架空線は試験掘に伴う掘削線を決定すれば支障の有無が判明するのであるから、移設手続の早期提出とその履行確認を遅滞なく行うこと。

エ　工事途中に止むなく設計変更を余儀なくされた場合は、工事進捗状況を十分把握のうえ、それが決定を待たなければ工程上前進しないものについては特に決定の迅速化をはかることに留意すること。

(2)　工期の算定方法

全体工期は、次のとおりとする。

全体工期＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）＋（E）

（A）：　道路占用及び道路使用許可書取得に要する日数

（B）：　試験掘に要する日数

（C）：　地元調整及び地下埋設物等の防護措置に要する日数（協議、移設、養生、防護等）

（D）：　純工期

純工期は、原則として、各工種の作業に要する日数を基に実施工程表を作成して求めるものとする。

各工種の作業に要する日数は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－14－④－1（4作業日当り標準作業量）やⅠ－14－⑤－1（⑤市場単価の1日当り標準施工量）及び歩掛等から求めた施工に必要な実日数（実働日数）に、雨休係数を乗じて求めるものとする。なお、算定は４週８休により算出するものとする。

雨休係数は、次のとおりとする。

①　標準的な工事は、1.8とする。

②　降雨などの影響を受けないシールド工事等は、1.5とする。

③　歩掛等で指定されている場合は、それに従うものとする。

④　短期間工事等は、別途定めるものとする。

（E）：　後片付等に要する日数

2　積算数量の取扱い

(1)　数値基準有効数位の取扱いは次のとおりする。

ア　内訳表及び工種明細書

内訳表及び工種明細書の表示単位及び数値基準は次表を標準とする。

単　位	設　計　表　示　単　位	単　位	設　計　表　示　単　位
m	小数第２位止めで３位以下切り捨て	空m3	小数第１位止めで２位以下切り捨て
m2	小数第１位止めで２位以下切り捨て	掛m2	小数第１位止めで２位以下切り捨て
m3	整数止め	組	整数止め
箇所	〃	本	〃
式	1	回	〃
t	小数第２位止めで３位以下切り捨て	資料	〃

(ｱ)　設計数量が設計表示単位に満たない場合、工事規模及び工事内容等により設計表示単位が不適当と判断される場合（小規模工事等）は、上表の設計表示単位の有効数位以下第１位を設計表示単位とすることができるものとする。

(ｲ)　数量の算出途上の計算は、設計表示単位の有効数位以下第２位を四捨五入した数値を積み上げるものとする。ただし、設計表示単位がｍの場合は、小数第２位止めで３位以下切り捨てとする。

イ　単価表

単価表の積算数位は、適用基準各項の記載事項に従う。

なお、基準各項に特段の記載がなく、算定結果から積算数量（歩掛）を求める場合には、小数第３位（小数第４位四捨五入）を基本とする。